

その2

[略]

その3

[略]

備考 1～3 [略]

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて1万2,500円までです。

5 [略]

6 [略]

様式第6号（第5条関係）

[略]

備考 1～3 [略]

4 1人につき候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{31万500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \frac{1円未満の端数は}{\text{切上げ}}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

備考 改正部分は、下線の部分である。

その2

[略]

その3

[略]

備考 1～3 [略]

4 [略]

5 [略]

様式第6号（第5条関係）

[略]

備考 1～3 [略]

附 則

この告示は、令和 4 年12月 1 日から施行する。